

# 石川町行財政改革プログラム

～ 収支均衡型の財政運営を目指して ～

平成16年11月

福島県 石川町

## はじめに

本町ではこれまでも、行政改革大綱を策定し、職員の定員管理適正化や事務事業の見直しなどによる内部管理経費の削減、民間委託による行政の効率化など行財政基盤の確立に向けて取り組んできましたが、予想を上回る国内経済の悪化や福祉、環境経費の増加に伴い、厳しい行財政運営を強いられています。

さらに、国による構造改革の影響から、平成12年度以降地方交付税、町税が大きく減少する中で、現行の行政サービスを維持できるのか危惧されております。

このため、平成16年3月に「石川町第3次行政改革大綱」を策定し、町民に信頼される町政の確立を目指して、現在24項目の改革のための「重点実施項目」を設定し、その実現に向けてそれぞれのプランを策定中であります。

改革の目指すところは、厳しい財政状況の中で、町民の皆さんに対していかに効率的で質の高いサービスを提供していくかであります。

今回、収支均衡型の財政構造への転換を実現するため「石川町行財政改革プログラム」を策定いたしました。

改革は、スピードと成果が重要です。このため、プログラムについては、平成16年度から平成20年度までを「重点改革期間」として推進することとし、職員自らの努力で実行可能なことは、先行して具体化を進めていきます。

本プログラムに基づき、厳しい財政状況と限られた人員の中で、町民のニーズに即応しつつ将来を見据えた町政運営が図られるよう職員一丸となって積極的に行財政改革に取り組んで参ります。

# 1. 財政の現状と課題

## (1) 我が国の経済財政状況

### 日本経済の現状

日本経済は、バブル崩壊以降「失われた10年」といわれるように長期の低迷期に入っていました。平成14年度以降、企業収益の改善や設備投資の増加等企業部門を中心に明るい兆しが見られています。これは、世界経済の回復と中国の堅調な景気拡大に伴う輸出の増加、さらには、企業の改革努力による収益構造の改善、企業及び産業再編の活発化など民需によるものが大きな要因となっています。

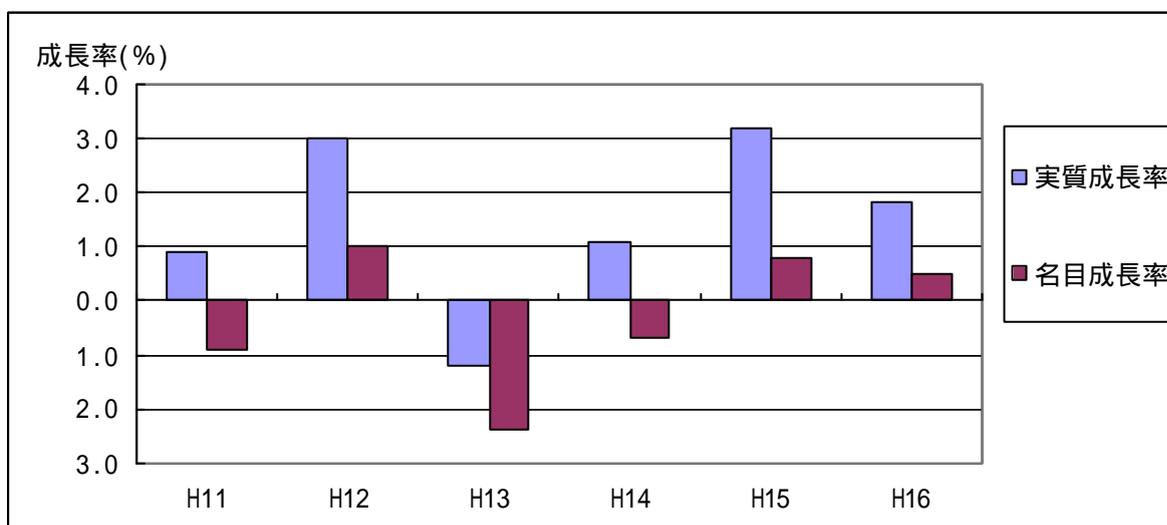
こうした景気の回復を背景として、平成15年度の国内総生産(GDP)の実質成長率はプラス3.2%(名目成長率はプラス0.8%)とバブル崩壊以降最も高い伸び率を示しました。今年度の見通しについても、我が国の経済成長率は堅調に推移していくと見られており、政府見通しでは実質成長率を1.8%のプラス成長と見込んでいます。

また、内閣府が実施している月例経済報告(16年11月分)では、「原油価格の動向が内外経済に与える影響や世界経済の動向等には留意する必要がある」として一部に不安定要素があるものの、「景気は、このところ一部に弱い動きはみられるが、回復が続いている」として、日本経済は引き続き回復基調であるとの景気判断がなされています。

GDP成長率の推移と見通し

(単位：%)

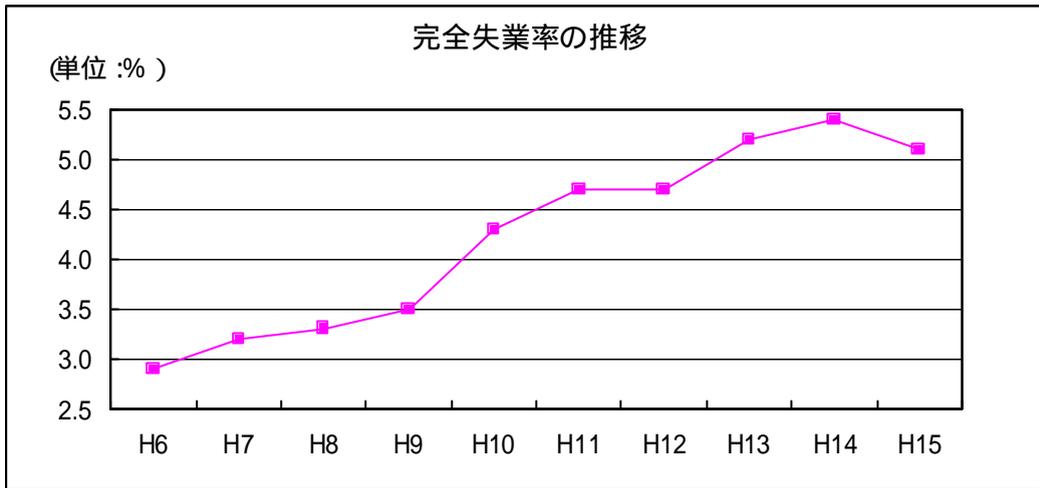
区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
実質成長率	0.9	3.0	1.2	1.1	3.2	1.8
名目成長率	0.9	1.0	2.4	0.7	0.8	0.5



11年度から15年度は実績、16年度は政府見通し

雇用情勢は、完全失業率が高水準ながらも低下傾向で推移するなど厳しさが残るものの、改善の方向に向かっています。

完全失業率は、バブル崩壊以降一貫して右肩上がり続け、平成14年1月には5.5%(14年度通算で5.4%)まで上昇しました。その後、景気の回復に伴い徐々に低下し平成15年度通算で13年ぶりに前年を下回る結果となりました。完全失業率は、今年度も前年度に引き続き低下傾向となっており、本年9月には前月比で0.1%低下し、4.6%となっています。



総務省統計局「労働力調査」より

#### 企業間格差の拡大

日本経済は回復基調にあるといわれていますが、景況感は大企業と中小企業との間でその格差が大きくなっています。

日本銀行が実施した本年9月の「全国企業短期経済観測調査（いわゆる「日銀短観」）」によると、業況判断指数（良いと答えた企業から悪いと答えた企業を引いた指数）は、前回との比較で大企業が3ポイント改善しプラス19ポイントとなり、バブル崩壊以降最も高い指数を示しました。一方、中小企業では1ポイントの改善にとどまり、業況判断指数はマイナス9ポイントと依然として厳しい指数となっています。

このように、今回の景気回復は大企業によるところが大きいため景況感の裾野は広がっておらず、中小零細企業は依然として厳しい状況下にあります。

#### 業況判断指数

区 分	6月調査		9月調査			
	最 近	先行き	最 近	変化幅	先行き	変化幅
大 企 業	+ 1 6	+ 1 6	+ 1 9	+ 3	+ 1 5	- 4
中 小 企 業	- 1 0	- 1 0	- 9	+ 1	- 9	0

「最近」は回答時点を、「先行き」は3ヶ月先までを示す

#### 累積する債務残高

我が国の財政状況は、バブル崩壊後の景気対策として国債を増発した結果、平成16年度末の普通国債残高が約483兆円、公債依存度（一般会計歳入総額に占める公債費の割合）が44.6%と見込まれるなど、最悪の状況が続いています。

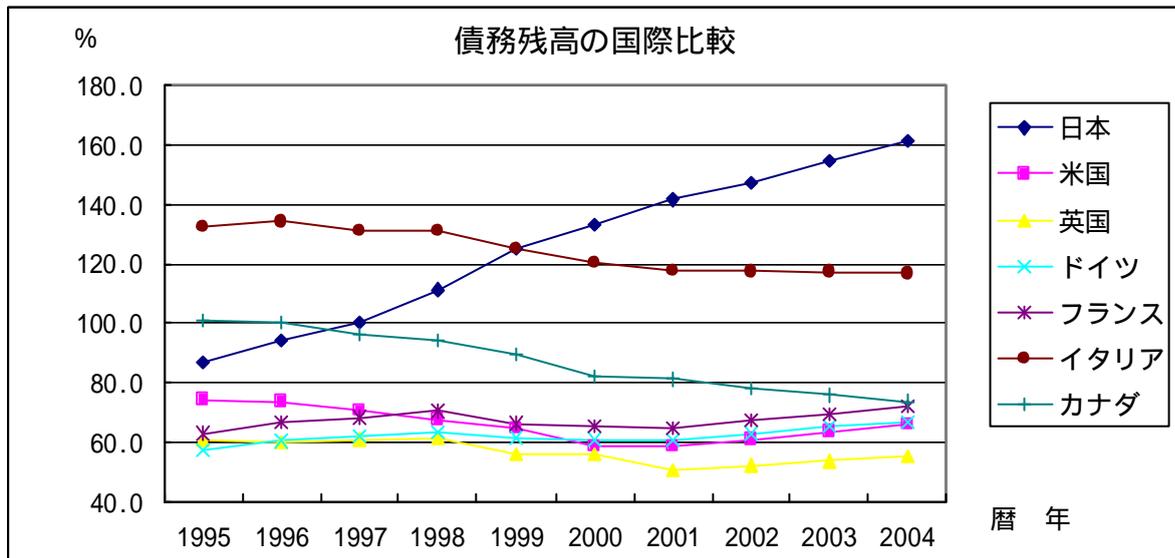
また、国及び地方の債務残高は16年度末で前年度比3.4%増の719兆円（公社化された郵政事業特別会計及び郵便貯金特別会計の借入金残高49兆円、財政融資資金特別会計国債残高124兆円を除く）と見込まれています。これは、国内総生産比で143.6%となっており、我が国の財政状況は主要先進国中もっとも深刻な状況にあります。

《 国及び地方の債務残高 》

(単位：兆円)

区 分	6年度末	11年度末	14年度末	15年度末	16年度末
国	269	449	536 (487)	528	548
普通国債残高	207	332	421	459	483
地 方	106	174	193	199	204
国・地方重複分	7	22	31	32	33
国・地方合計	368	600	695 (649)	695	719
対GDP比	74.8%	118.2%	140.3% (130.5%)	139.5%	143.6%

- (注) 1 14年度末の( )内は、郵政事業特別会計及び郵便貯金特別会計の借入金残高(49兆円程度)を除いた場合の数値  
 2 上記中各年度とも財政融資資金特別会計国債残高(16年度末124兆円)を除く



債務残高指数は、債務残高 / 国内総生産より算出

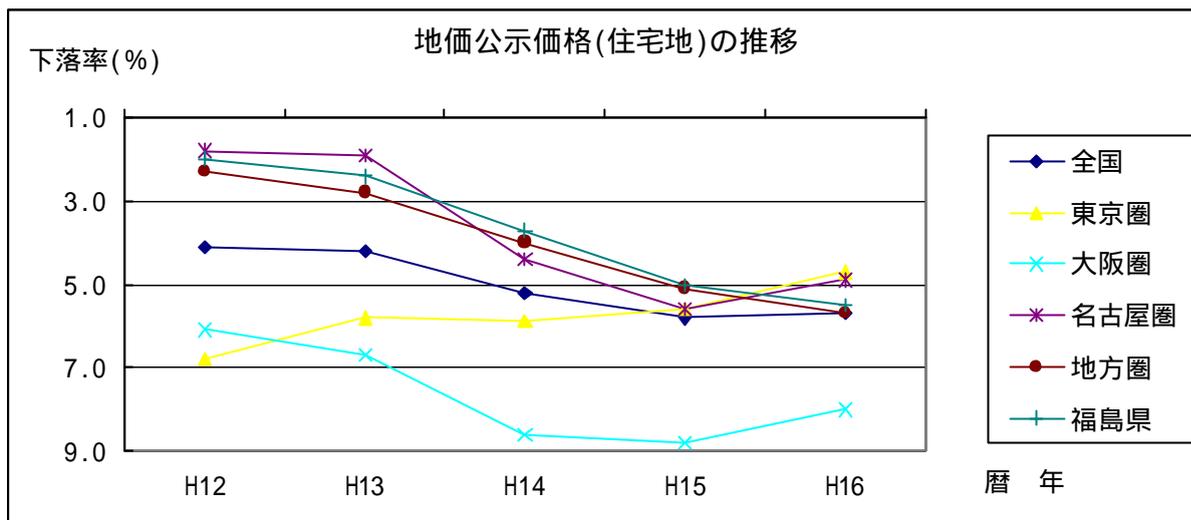
(2) 疲弊する地方経済

都市と地方の回復格差

東北の地域経済は、16年初から現在に至るまで緩やかな持ち直しの動きが継続しているものの、地域経済全体の浮揚には至っていません。また、設備投資も、一部に積極的な動きがみられるものの、雇用、消費に改善が見られないことなど、依然として厳しさが残っています。

景気回復の格差は、地価にも現れています。我が国の地価は一向に下げ止まらず、バブル崩壊以降は一貫して右肩下がりとなり、いわゆる「資産デフレ」の状況が続いていました。しかし、今回の景気回復基調により、地価の動向にも変化が見られています。業況判断指数の回復が顕著な都市部では、企業活動の活況により地価の下げ止まりの傾向が強まり、三大都市圏(東京圏、大阪圏、名古屋圏)の一部では横ばいや上昇している地点も見られます。

一方、地方は、依然として地価の下落に歯止めがかからず、下落率は拡大しています。

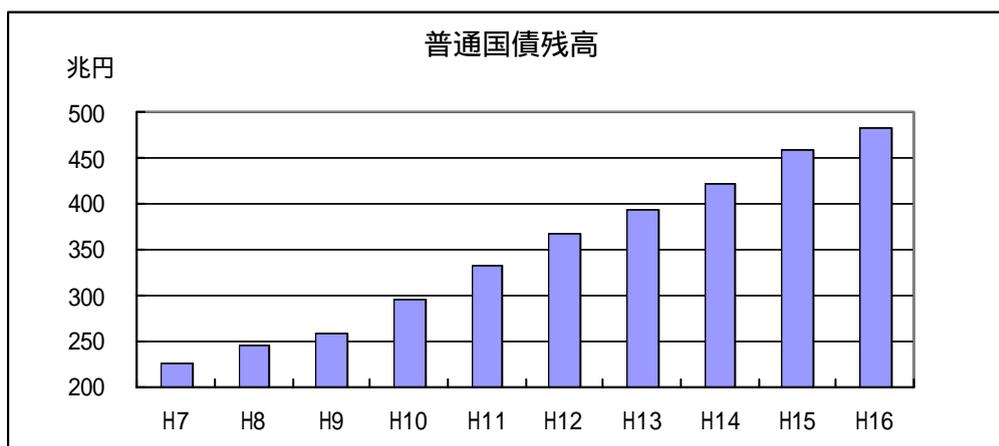


国土交通省「地価公示価格」より

#### 国の歳出改革路線と地方財政

我が国の財政状況は、債務残高の累増により悪化の一途を辿っています。国の平成16年度当初予算によると、国債の償還に充てる利払い分を除く国債費は8兆円余りであるのに対し、新規の発行額が36兆円余りと償還額を実に28兆円上回っており、我が国の国債残高が累増しています。その結果、平成16年度末の普通国債残高は483兆円と見込まれ、主要先進国中最悪の財政状況となっています。

また、景気回復に伴い、今後金利水準が急激に上昇する事態となれば景気への悪影響だけでなく、現在低く抑えられている利払い費が大幅に上昇することとなり、財政の更なる悪化が懸念されています(金利が1%上昇した場合、国債費は1.2兆円増加:16年度予算ベース)。



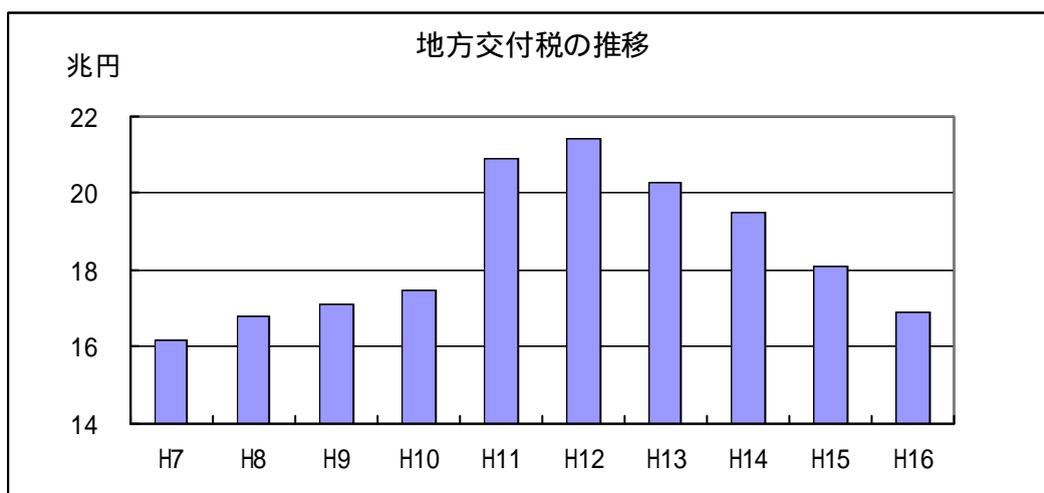
さらに、少子高齢化が今後急速に進行する中で現行の社会保障制度を維持継続した場合、歳出が今後ますます増大することが見込まれます。現在想定されている人口推計によると、我が国の総人口は2007年頃には減少に転じ、これまで労働力人口の中核であったいわゆる「ベビーブーム世代」が年金受給者となる2010年から2015年頃には社会保障費をはじめとする一般歳出がさらに増大すると予想されています。

このため、政府は、基礎的財政収支(プライマリーバランス:借入を除く税収等の歳入

から過去の借入れに対する元利払いを除いた歳出を差し引いた財政収支)の2010年代初頭までの黒字化を目指し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針(いわゆる「骨太の方針」)」をもとに様々な歳出抑制策を講じています。

「骨太の方針」は、「官から民へ」、「国から地方へ」を基本理念として我が国の財政構造改革に関する施策を推進することを目的としています。その中で地方公共団体に対しては、「地方にできることは地方で」の原則のもと、地方公共団体自身の努力と責任による行財政運営を行う必要性を唱え、この一環としていわゆる「三位一体の改革」を定めています。こうした方針により、地方交付税は年々削減され、平成16年度の地方交付税額は、平成8年度の水準にまで削減されています。

このような地方交付税の削減に加え、依然として停滞した地方経済に伴う地方税の減も重なり、地方財政はさらに厳しさを増しています。



上記は、各年度の「地方財政計画」における地方交付税総額

### (3) 三位一体の改革がもたらすもの

三位一体の改革とは

「三位一体の改革」は、「骨太の方針」に掲げられた国の財政構造改革施策であり、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を目指したものです。その具体的な手段として、「国庫補助負担金改革」、「地方交付税改革」、「税源移譲」を掲げています。

本年6月に閣議決定された「骨太の方針2004」によると、三位一体の改革について以下のとおり定めています。

- ・ 17年度及び18年度に行う総額3兆円程度の国庫補助負担金の廃止
- ・ 18年度までに所得税から個人住民税への税源移譲と個人住民税所得割のフラット化
- ・ 地方交付税については、国の歳出見直しと歩調を合わせ地方の歳出を見直し抑制するとともに、地方公共団体の効率的な財政運営を促進するよう算定の見直しを検討
- ・ 財政基盤の弱い団体については、実態を踏まえつつ地方交付税の算定等を通じて適切に対応

「骨太の方針」を受けた本格的な三位一体の改革の初年度である平成16年度当初予算では、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税が大幅な減額(前年度比マイナス12%)となったため、地方の予算編成は大変厳しいものとなりました。このため、国は「骨太の方針2004」の中で、平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかに

し、年内に決定するとしています。

しかし、国庫補助負担金改革に関しては、本年 8 月に全国町村会を含む地方六団体が、政府の要請に基づき取りまとめて提言した義務教育費国庫負担金をはじめとする 3 兆 2 千億円の国庫補助負担金廃止案に対して、中央省庁は補助（負担）率の引き下げ、交付金化などによって目標とする 3 兆円の削減を図ろうとしています。このように、抜本的な補助負担金改革によりそれに見合った税源を求める地方六団体と、補助（負担）率の引き下げなどにより補助負担金総額を削減しつつも一定の権限を保持しようとする中央省庁との間で激しい議論がなされています。さらに、地方交付税改革と税源移譲に至っては、一定の額を確保したい総務省と、基礎的財政収支の黒字化を目標としている観点から地方交付税の大幅削減を実施したい財務省との溝が一向に埋まる気配はありません。

このように、政府が目標とした三位一体の改革の年内取りまとめは困難を極めています。

#### 改革による財源偏差の拡大

三位一体の改革は、地方が自らの支出を自らの権限、責任、そして財源で賄うことを基本とした改革であり、その一環として地方交付税の改革と税源移譲が掲げられています。しかし、この改革により税源が豊かな都市と税源に乏しく財政基盤の弱い地方との格差が今後さらに拡大する恐れがあります。

前述のとおり、都市部は、大企業主導の景気回復の相乗効果から法人税、固定資産税等の増収が見込まれますが、地方は景気回復が遅れておりこうした税収の伸びは期待できないばかりか、納税義務者の減少などにより地方税が減収となっているのが現状です。これに加えて税源移譲となった場合、都市と地方の税源の偏差がさらに拡大することが予想されます。

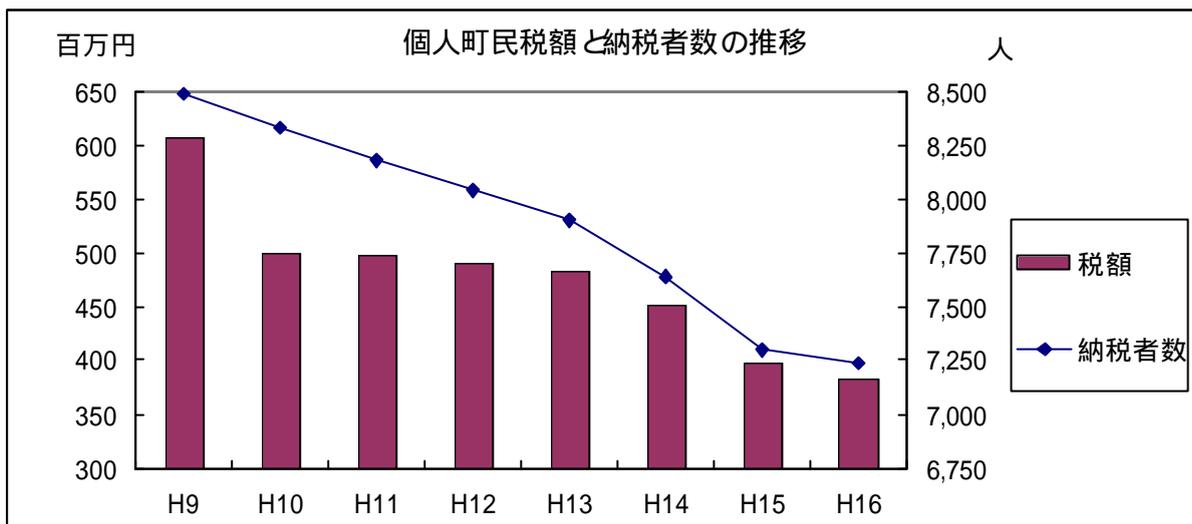
政府は、「骨太の方針 2004」の中で、「財政基盤の弱い団体については、実態を踏まえつつ地方交付税の算定等を通じて適切に対応する」としています。しかし、主要先進国中最も財政状況が悪化している政府として、どこまで地方財政の財源保障機能を果たせるか疑問がもたれます。

このように、三位一体の改革によって個人住民税へ税源移譲がなされたとしても、地方の財政基盤の弱い小規模自治体が、移譲された税源のみで直ちに国庫補助負担金、地方交付税の削減分を補うことはできず、結果として、さらなる財政悪化をもたらすことが予想されます。

## 2. 本町の財政状況

本町の財政状況は、バブル崩壊後の景気低迷による町税の減、国による地方交付税の削減などにより歳入一般財源が大きく減少している一方で、歳出面では公債費や負担金などの経常的経費が増大しており、非常に厳しい状況にあります。

町税は、政府の度重なる経済対策にもかかわらず地域経済は依然低迷しており、税収は年々減収しています。特に、個人町民税は、税額とともに納税義務者数も減少していることから、ピークであった平成9年度と比較して平成16年度には税額で2億円余り、納税者数で1千人余りの減少となっています。



上記中、税額は個人町民税調定額、納税者数は個人町民税の納税者数（税額、納税者数ともに各年度7月1日現在）

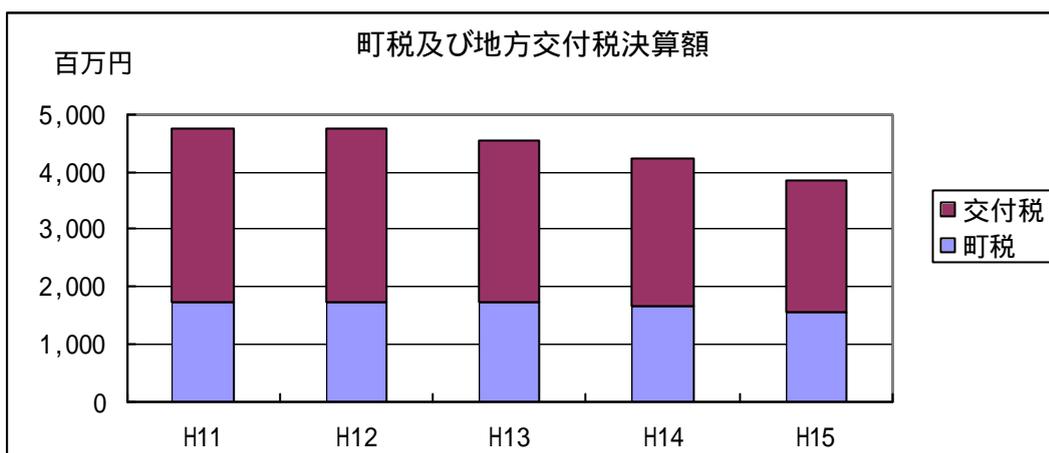
地方交付税は、国の地方交付税削減の影響により、ここ数年は交付額が大きく削減されています。本町の地方交付額は、平成11年度の3,017百万円をピークに年々減少しており、平成15年度に至っては前年度比10.7%減の2,297百万円となりました。これは、従来、交付税として交付されたものが、地方の借入れとなる地方債への振替措置、更には小規模自治体へ重点的に交付する段階補正を見直すことによって、国は地方交付税総額の削減を図ってきたことによるものです。

このように、近年の決算額を見ると、町税及び地方交付税合計額のピークであった平成12年度と比較して、平成15年度の決算額は9億円余り減少しています。

### 町税及び地方交付税決算額の推移

(単位：百万円)

区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
町税	1,716	1,732	1,740	1,660	1,545
地方交付税	3,017	3,011	2,804	2,573	2,297
合計	4,733	4,743	4,544	4,233	3,842
増減率	3.8%	0.2%	4.2%	6.8%	9.2%



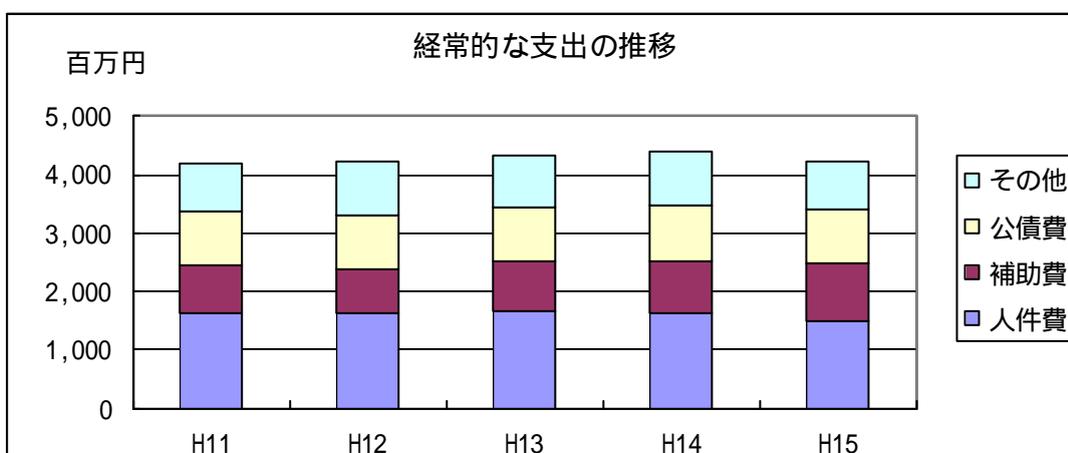
こうした歳入の減に対処するため、本町では、退職者の不補充による職員数の削減、職員給与の削減などによる総人件費の削減、物件費及び維持補修費の削減など、経常経費の抑制に努めてきました。人件費に関しては、平成9年度に230名であった職員数を、平成16年度には200名と13%削減するとともに、嘱託職員の雇用を抑制してきました。また、物件費に関しては、旅費支給規定の見直し、備品購入の抑制などにより平成15年度決算額は平成11年度と比較してマイナス36%と大幅に削減しています。

しかしながら、一方では過去の事業に係る借入金の返済に充てる公債費、広域的な事業に係る一部事務組合負担金、さらには高齢化社会に伴い事業費が年々増している老人保健、介護保険をはじめとする特別会計への繰出金などが増大しています。

《 職員数の推移 》

年 度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
職員数(人)	230	226	223	219	217	212	207	200

職員数は、各年度の4月1日現在の職員数(但し、一部事務組合等への派遣職員は除く)

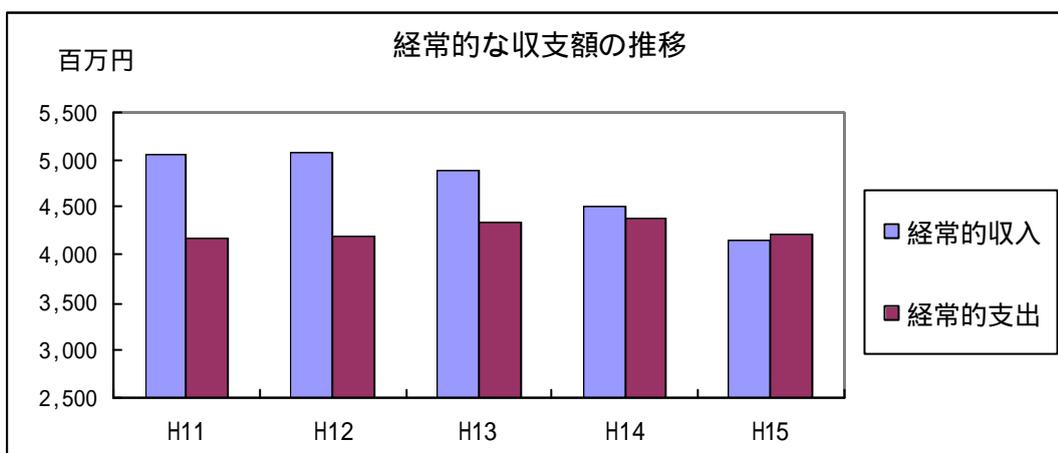


このように、町税及び地方交付税など経常的な歳入が減少し、一方で歳出は、公債費、負担金、繰出金等経常的な経費の需要が増していることから、本町の予算編成は年々厳しさを増しています。これは、職員数の削減などによる総人件費の抑制、物件費、維持補修費の削減など

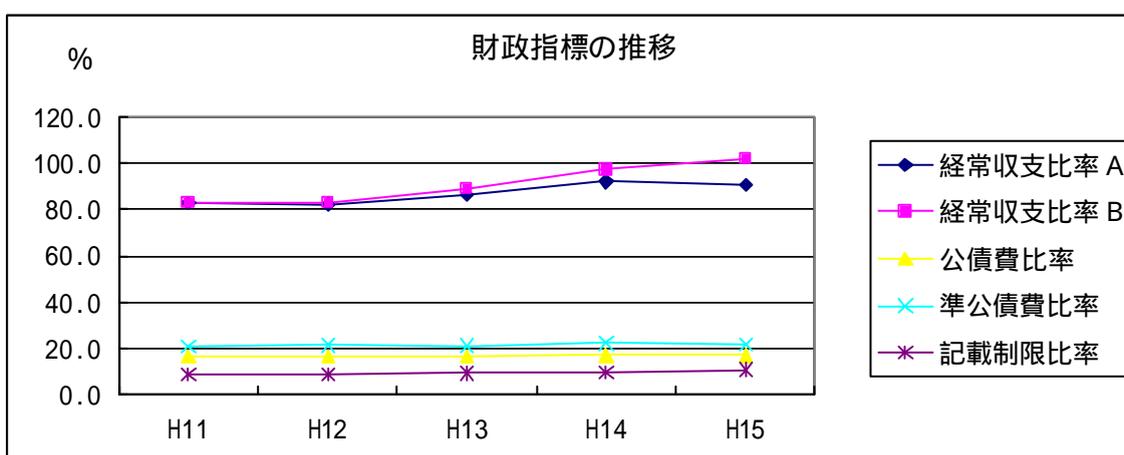
歳出削減努力にもかかわらず、これを上回る額で町税、地方交付税等が減少しているためです。

このため、平成15年度当初予算では、不足する一般財源に充当するため役場庁舎等建設基金から所要の額を繰替運用措置し予算を編成しました。この繰替運用の措置は、平成16年度も実施したところであり、現下の財政状況を勘案すると、平成17年度以降も繰替運用の継続実施は避けられないものと見込んでいます。

こうした状況から、経常収支比率をはじめとする財政指標は年々悪化しています。特に経常収支比率は、ここ数年右肩上がり続け、平成15年度決算に至っては経常収支比率が初めて100%(経常一般財源に減税補てん債及び臨時財政対策債を含まない場合)を突破しました。これは、経常的な収入だけでは経常的な支出を賄えないことを示すものであり、本町の財政状況は、まさに危機的な状況となっています。



上記は、経常的な収入及び支出の年度別決算額の推移(一般財源ベース)であり、経常的収入は減税補てん債及び臨時財政対策債を除く



上記中、経常収支比率Aは、経常一般財源に減税補てん債及び臨時財政対策債を加えた指数であり、経常収支比率Bは、これらを除いた指数

本町では、平成16年度を初年度とする今後5年間の財政収支を見込んだ「中期財政見通し」を以下の条件の下で試算しました。

全般的な事項

- ・ 「三位一体の改革」については、具体的な内容が明らかとなっていないことから見通し

にはその影響額を反映せずに試算する。

- ・ 経済成長率は、内閣府作成の「構造改革と経済財政の中期展望 03年度改定」に基づく成長率により試算する。
- ・ 職員数は、平成16年4月1日現在の職員数(200名)を基本とし、見通し期間中の職員数は各年度とも一律200名として試算する。  
歳入に関する事項
- ・ 「役場庁舎等建設基金」をはじめ、基金からの繰入を見込まずに試算する。  
歳出に関する事項
- ・ 終期が定まっている事務事業を除き、原則として16年度実施している全ての事務事業を継続実施することとして試算する。
- ・ 普通建設事業については、継続事業のみを計上し、新規事業については収支見通しに反映せずに試算する。

こうした条件のもとで試算した「中期財政見通し」の概要は、次のとおりです。

### (1) 累積する財政赤字

#### 歳入の見通し

平成16年度以降の歳入の見込みについては、現下の経済財政状況から、町税及び地方交付税が引き続き減少していくものと見込まれます。

#### 町税

町税に関しては、個人町民税の納税者数が今後も減少することが見込まれるとともに、地域経済の回復の遅れから企業業績も芳しくなく、法人町民税の伸びも期待できる状況にはありません。加えて、本町の主要な税目である固定資産税に関しても、課税標準額の低落に歯止めがかからない状況となっています。

こうしたことから、町税収入は依然として厳しい状況が続くと予想されます。

#### 町 税 収 入 見 込 額

(単位：百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
個人町民税	379	375	360	349	338
法人町民税	91	90	88	87	87
固定資産税	889	906	865	866	872
そ の 他	163	161	157	154	149
合 計	1,522	1,532	1,470	1,456	1,446
前年比増減率	1.4	0.6	4.0	1.0	0.6

税制は、現行税制により試算

#### 地方交付税

地方交付税は、地方歳出の財源を補償する財源補償機能と、税収の偏在に伴う財政力格差を是正する財政調整機能に大別できます。国は、地方財政計画の歳出を徹底して見直すことによりその規模を縮小し、地方交付税を抑制する観点から、財源補償機能を将来的に

廃止することを視野に入れていきます。

また、地方交付税算定の基礎となる本町の国勢調査人口、農家数、小中学校の児童生徒数などは何れも減少を続けています。加えて、市町村合併特例法により地方交付税の配分は今後、合併された市町村へ重点配分されることが見込まれます。

こうしたことから、本町の地方交付税は今後も引き続き減少し、平成20年度の交付額は、平成2年度の水準にまで落ち込むものと見込んでいます。

### 地方交付税見込額

(単位：百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
普通交付税	2,035	2,015	1,958	1,923	1,879
特別交付税	150	135	121	110	100
合 計	2,185	2,150	2,079	2,033	1,979
前年比増減率	4.9%	1.6%	3.3%	2.2%	2.6%

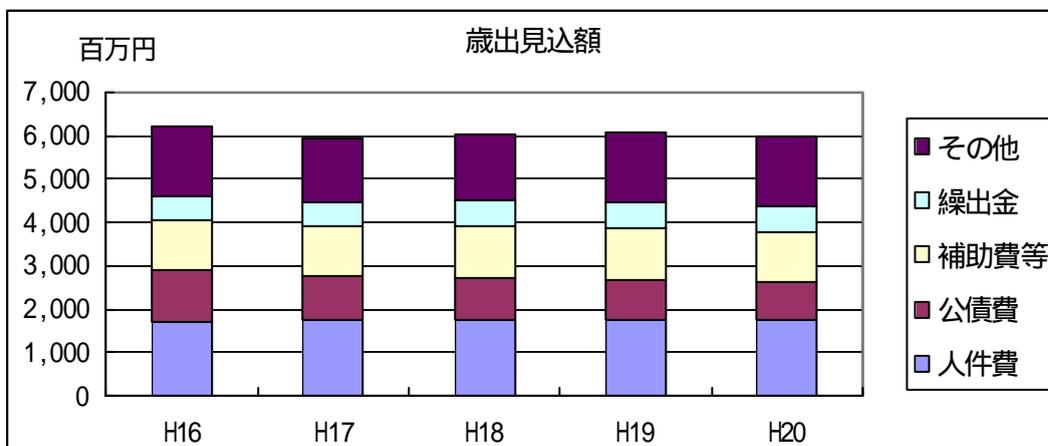
### 歳出の見通し

本町の財政構造は、実質的な経常収支比率が100%を超える状況にあり、財政の硬直化が一段と進んでいます。平成16年度以降も、人件費、公債費等義務的経費の支出が依然として高く、それに加えて一部事務組合への負担金などの補助費等、特別会計への繰出金が今後も増大していくことから、財政のさらなる悪化が見込まれます。

人件費は、現在の行政水準を維持する観点から平成17年度以降の職員数を平成16年度と同様に200名を維持した場合、若干の増減はあるものの1,750百万円で推移すると試算されます。

補助費等に関しては、石川地方生活環境施設組合で施工した一般廃棄物最終処分場に係る償還金が増加していくため、平成18年度をピークに増大していくものと試算されます。

繰出金は、介護保険特別会計への繰出しが給付費の増加に伴い増大し、加えて、平成20年度からは宅地造成事業への繰出しも余儀なくされると見込まれます。



一方、町の借金である町債の現在高は、平成7年のふくしま国体開催に伴う総合運動公園整備事業に伴う借入れにより大幅に増加し、その後も、農道整備事業などの国の経済対策に呼応した事業により残高が累増してきました。今後は、普通建設事業に充当できる一般財源が不足していることから普通建設事業費が減少していくと見込まれます。従って、新たな借入れは償還元金を下回ることが予想され、債務負担行為とともに町債の現在高は、徐々に減少していくものと見込まれます。

#### 町債及び債務負担行為現在高

(単位：百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
町 債	7,664	7,253	6,914	6,754	6,591
債務負担行為	1,695	1,678	1,456	1,246	1,052
合 計	9,359	8,931	8,370	8,000	7,643

#### 収支見込額

このような財政状況のもとで現行の行政水準を今後とも維持した場合、年度別の収支見込は、次のとおりとなります。

#### 収 支 見 込 額

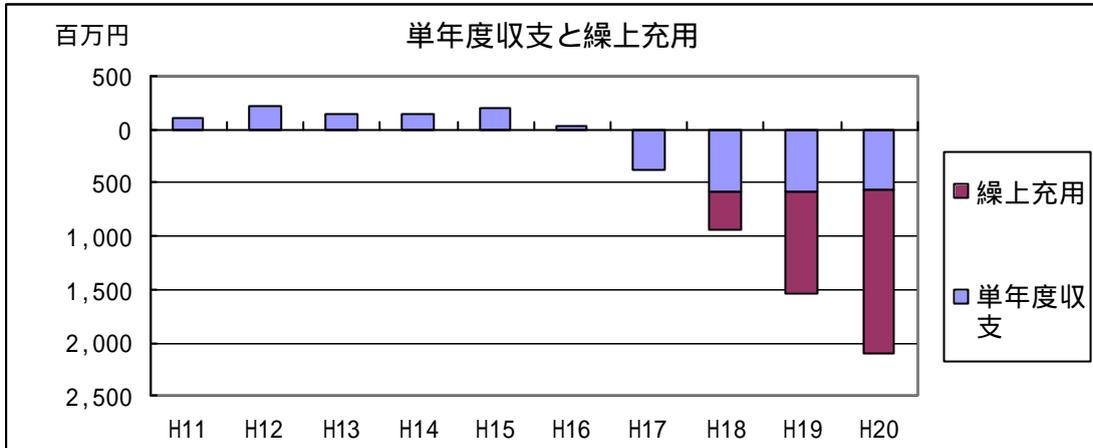
(単位：百万円)

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歳 入	町 税	1,522	1,532	1,470	1,456	1,446
	地方交付税	2,185	2,150	2,079	2,033	1,979
	地 方 債	777	396	475	613	572
	そ の 他	1,841	1,455	1,425	1,405	1,419
	計	6,325	5,533	5,449	5,507	5,416
歳 出	人 件 費	1,687	1,766	1,750	1,761	1,745
	公 債 費	1,242	987	980	928	887
	補助費等	1,150	1,154	1,191	1,183	1,165
	繰 出 金	560	576	580	587	579
	そ の 他	1,656	1,439	1,535	1,629	1,605
	計	6,295	5,922	6,036	6,088	5,981
単年度収支		30	389	587	581	565
累積収支		30	359	946	1,527	2,092

平成16年度の見込額は、予算現額をベースとした決算見込額であり、役場庁舎等建設基金からの繰入を50百万円に減額して実行することを前提として試算(財政調整基金からの繰入は予算どおり執行)

このように、平成16年度は辛うじて決算剰余金を見込めるものの、基金からの繰入をせずに現行の行政水準を維持継続した場合、平成17年度以降は、毎年収支の不足が生じることとなります。この収支不足額は、翌年度の歳入で前年度の歳出を賄う「繰上充用」の措置を講ぜざるをえない状況となります。

このため、平成20年度末の累積の赤字額（実質収支）は、2,092百万円と見込まれています。



上記中、平成15年度までは決算額、平成16年度以降は見込額

## (2) 財政再建団体転落の危機

### 財源不足額と基金の充当

このように、現在の行政水準を維持した場合、平成20年度末には2,092百万円の累積赤字が発生すると試算されます。これに対し、本町が現在保有している基金のうち、財政調整基金の平成15年度末現在高は164百万円、減債基金が56百万円、役場庁舎等建設基金990百万円となっています(財政調整基金のうち60百万円、役場庁舎等建設基金のうち50百万円は、平成16年度で取崩しを前提)。これら主要基金を今後全て財源補てんとして措置しても、平成20年度には992百万円の累積赤字を生ずることとなります。

### 財源不足額と基金残高

(単位：百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歳入総額A	6,325	5,533	5,449	5,507	5,416
歳出総額B	6,295	5,922	6,036	6,088	5,981
単年度収支C(A-B)	30	389	587	581	565



### 基金を充当しても

基金繰入額D	(110)	359	587	154	0
差引収支C+D	30	30	0	427	565
累積収支	30	0	0	427	992
基金残高	(1,100)	741	154	0	0

## 財政再建団体

地方自治体は、標準財政規模の20%を超える赤字が発生した場合、「地方財政再建特別措置法」に基づく「財政再建団体」(後述参照)に該当することになります。本町では、標準財政規模の20%とは、おおよそ8億円でありこの赤字額が「財政再建団体転落ライン」となります。収支見通しでは、平成18年度の累積の赤字額を946百万円(役場庁舎等建設基金などを充当しても平成20年度には992百万円の赤字を見込む)と試算しており、「財政再建団体」への転落が現実のものとなっています。

こうした事態を回避するためにも、行財政改革は本町にとって急務となっています。

## 「財政再建団体」とは

「地方財政再建促進特別措置法」により、実質収支比率(赤字比率)が市町村で標準財政規模の20%を超えた場合(本町では赤字額が8億円を超えた場合)に指定を受けることとなります。財政再建団体の指定を受けると、「自主再建方式」と「準用再建方式」のいずれかを選択して再建を図らなければなりません。

「自主再建方式」は、自治体自らが再建計画を立案、実施しますが、地方債の起債制限を受けるため多くの事業が事実上実施で困難となります。また、国からの財政援助や優遇措置が無くなるので、行政サービス全般に制約がかかることとなります。

一方、「準用再建方式」は、地方議会の議決と総務大臣の承認を受けた再建計画に基づいて予算編成が実施され、財政の立て直しを行う再建方式です。総務大臣の承認を受けるため、自主再建方式と比べて実質的な制約が少ないといわれています。しかし、国の指揮、監督が入ることになり、様々な使用料、手数料の引き上げや自治体が単独で行っている事業の見直しを求められることとなり、地方自治体としての自治権が制約されることとなります。

### 3. 構造改革の具体的取り組み

本町は、「財政再建団体」への転落を回避し収支均衡型の財政構造への転換を実現するため、平成16年度から平成20年度までを「重点改革期間」と位置付け、不転の決意をもって行財政改革に取り組みます。

#### (1) 歳出削減に向けた取り組み

##### 職員数の削減と人件費総額の抑制

平成16年度を初年度とする「第二次定員適正化計画」に基づき、職員定員を50名削減するとともに、特別職及び一般職員給与の一部を引き続き平成20年度まで削減し、人件費総額を抑制します。

平成20年度までの削減目標額 618百万円

##### 具体的取り組み

- 職員数の削減（削減目標額 266百万円）

本町では、平成7年度に「第一次定員適正化計画」を策定し、平成7年度230名の職員を平成16年度には10%減の211名とする計画に基づき職員数の削減を図ってきました。その結果、計画を上回る30名の削減を実施し、平成16年度の職員数は200名となりました。

今回策定する「第二次定員適正化計画」は、「幼児保育施設等再編整備計画」、「自主公民館移行基本計画」、「学校給食調理業務民間委託基本計画」などをもとにし、さらには、民間委託を積極的に推進することによって、町民サービスを向上させるために必要な部門には職員配置を充実させながらも職員総数を削減していきます。今回の定員適正化計画は、平成16年度を初年度とする10年間の計画として、退職勧奨の実施、新規採用の抑制などにより、平成25年度には職員数を150名体制とします。

- 特別職及び一般職員給与の削減（削減目標額 352百万円）

平成16年度に実施した特別職及び一般職員給与の削減策を平成20年度まで継続し、人件費の抑制を図ります。

具体的に、次の削減策を講じます。

* 町長等特別職	給料月額の	15%相当分
* 課長相当職	給料月額の	11%相当分
* 課長補佐相当職	給料月額の	9%相当分
* 係長相当職	給料月額の	7%相当分
* 係員	給料月額の	5%相当分
* 管理職手当	支給額の	20%
* 特殊勤務手当	全額	

## 非常勤特別職の見直し

非常勤特別職の報酬を見直すとともに、審議会、委員会、附属機関等を抜本的に見直し、整理統合、定数の削減を実施します。

平成20年度までの削減目標額 23百万円

### 具体的取り組み

- ・ 非常勤特別職報酬の見直し（削減目標額 10百万円）

非常勤特別職報酬は、これまで「石川地方町村特別職報酬等審議会」を設置して額の改正を行ってきました。しかしながら、ここ数年同審議会は開催されず、各町村独自の判断により額の改正が行われています。

非常勤特別職の報酬については、現下の財政状況を考慮し、報酬額の引き下げを図ることとします。

- ・ 審議会、委員会、附属機関等の見直し（削減目標額 13百万円）

現在設置されている審議会、委員会、附属機関等のうち、現下の社会・経済情勢を勘案したうえで一定の役割を終えたと判断できるもの、または定員の削減が可能なものについては、それらの廃止、若しくは、定数の削減を行います。

また、非常勤特別職の定数についても現状を見据えて見直しを行います。

上記のほか、議員報酬については、平成19年8月末日まで報酬月額7%相当分を削減します。

## 施設管理経費の削減

保育所等幼児保育施設の統合、体育施設の一部を整理統合することにより、施設管理経費を削減します。

平成20年度までの削減目標額 234百万円

### 具体的取り組み

- ・ 幼児保育施設の統合（削減目標額 183百万円）

「幼児保育施設等再編整備計画」に基づき、平成17年度から4施設、平成21年度は2施設での保育事業を実施します。これにより施設管理経費を削減し、効率的な施設の管理運営を行います。

- ・ 体育施設の見直し（削減目標額 51百万円）

体育施設のうち、老朽化が著しい施設を廃止するとともに、類似施設の整理統合を実施するとともに、指定管理者制度の導入を図ります。

## 事務事業の抜本的な見直し

町が行っている事務事業の事業効果を検証し、所期の目的を達成した事業や成果のあがっていない事業については廃止も含めた聖域なき見直しを行い、真に必要な施策に重点的に財源を配分します。

平成20年度までの削減目標額 60 百万円

### 具体的取り組み

- 行政評価による事務事業の見直し（削減目標額 60 百万円）

本町では、前年踏襲型の行政運営を改めるため、平成16年度から「行政評価システム」を導入しました。行政評価は、現在実施している事務事業を抜本的に見直し、その妥当性、有効性、効率性、公平性の検証を行うことにより翌年度の企画・立案に生かしていくものです。

この行政評価により事務事業の抜本的な見直しを行い、更なる行政サービスの向上と予算の重点配分に努めます。

## 補助費等の抑制

単独補助金の全てを抜本的に見直すとともに、一部事務組合をはじめ現在支出している負担金についても再度検証します。

平成20年度までの削減目標額 87 百万円

### 具体的取り組み

- 単独補助金の見直し（削減目標額 42 百万円）

「単独補助金見直し基準」を定め、現在町が支出している単独補助金を効果性、公平性などの観点から検証し見直しを図ります。

見直しの結果、所期の目的を達成した補助金や社会的ニーズの薄れている補助金は廃止・縮小します。また、事業の内容を検証し、補助対象外経費を明確にすることによって単独補助金の抑制を図ります。

- 負担金支出の抑制（削減目標額 45 百万円）

現下の社会経済情勢から、所期の目的を達成したと認められる団体、若しくは、参加意義の薄れている団体からの脱退を検討します。また、有効性が認められる団体であっても、当該団体へ徹底した事務事業の見直しを求めることにより、補助費等支出の抑制を図ります。

## 投資的経費の抑制

真に町民の利益にかなう事業であって、より少ない金額でより多くの効果をもたらす公共投資のあり方を追求し、重点化・効率化を進めます。

平成20年度までの削減目標額 15 百万円

### 具体的取り組み

- ・ 新規事業の凍結及び継続事業の見直し（削減目標額 15 百万円）

現在本町が直面している危機的な財政状況に鑑み、後年度負担を抑制する観点から、原則として平成20年度までは新たな普通建設事業を凍結します。

現在施工中の事業については、その事業実施期間・事業量の調整を図るとともに、事業の重点化・効率化を図ります。また、「公共工事コスト縮減計画」に基づき一層のコスト縮減に努めます。

## (2) 歳入確保に向けた取り組み

### 町税収入の確保

自主財源の基盤である町税を確保するため、適正な課税に努めるとともに、税の公平性の確保や厳正な滞納整理の促進を図ります。

平成20年度までの確保目標額 49 百万円

### 具体的取り組み

- ・ 町税収納特別対策の実施（確保目標額 49 百万円）

15年度町税の徴収率は、現年度分が97.30%、滞納繰越分が11.13%であり、徴収率はここ数年減少しています。徴収率の向上については、戸別徴収を中心とした取り組みを図ってきましたが、なかなか効果が上がらない状況となっています。

今後は、徴収体制の組織強化を図るとともに、次の目標徴収率に向けて納期内完納の推進と滞納整理の強化を図り未収金の解消に努めます。

平成20年度目標徴収率

現年度分 98.1 %

過年度分 14.7 %

### 町有財産の有効活用

町が所有している財産のうち未利用となっている不動産の売却や貸付、さらには町が保有する有価証券の売却により、町有財産の有効活用を図ります。

平成20年度までの確保目標額 58 百万円

#### 具体的取り組み

- ・ 未利用町有地の活用（確保目標額 58百万円）  
未利用町有地について、必要に応じて建物解体や用地測量を行うなど売買条件を高めたうえで、積極的に売払い及び貸し付けを進めます。また、組織や施設の統廃合により不用と想定されるものについては、早期の処分が図られるように努めます。
- ・ その他町有財産の活用  
町が保有する有価証券について、適切な時期に売却を行い必要な財源を確保します。

#### 受益者負担の適正化

受益者負担の適正化を図るため、使用料及び手数料の額を見直すとともに、減免規定の適正化を図ります。また、滞納整理の強化を行い、自主財源の確保を図ります。

平成20年度までの確保目標額 25百万円

#### 具体的取り組み

- ・ 使用料及び手数料の見直し（確保目標額 22百万円）  
使用料・手数料は、行政サービスを受ける人からそのサービスに係る経費の実費相当分を公平に負担していただくものです。このため、事務の効率化によるコスト削減を行うことを前提として、受益とコストのバランスを考慮し受益者からの適正な負担を求めていきます。
- ・ 減免規定の適正化（確保目標額 3百万円）  
体育施設の使用料をはじめ、使用料及び手数料にはそれぞれ減免措置が定められています。これらの利用実態を踏まえたうえで、受益者負担の適正化や公平性の観点から減免規定を抜本的に見直します。

#### 4. 安定した行財政基盤の確立

今後見込まれる財源不足額を解消し、安定した行財政基盤を確立するため、前述「構造改革の具体的取り組み」に基づき行財政改革を徹底し、収支の改善を図ります。

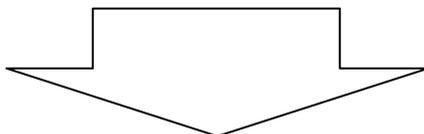
##### (1) 構造改革による収支改善額

「構造改革の具体的取り組み」を進めるとともに、経常経費のさらなる抑制を図ることによって、次のとおり収支の改善を図ります。

#### 収支見込額

(単位：百万円)

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歳入総額	a	6,325	5,533	5,449	5,507	5,416
歳出総額	b	6,295	5,922	6,036	6,088	5,981
単年度収支(a+b)	A	30	389	587	581	565



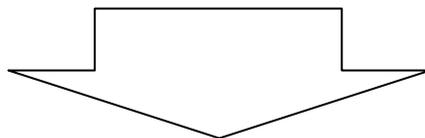
行財政の構造改革によって

(単位：百万円)

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歳出削減策	人件費総額の抑制		116	151	159	192
	非常勤特別職の見直し		3	6	7	7
	施設管理経費の削減		50	57	63	64
	事務事業の抜本的な見直し		5	15	15	25
	補助費等の抑制		4	14	30	39
	投資的経費の抑制		2	3	5	5
	その他経常経費抑制				20	20
小 計	c		180	266	299	357
歳入確保策	町税収入の確保	4	4	12	13	16
	町有財産の有効活用	22	3	23	5	5
	受益者負担の適正化			5	10	10
	小 計	d	26	7	40	28
収支改善額合計(c+d)	B	26	187	306	327	388
構造改革後の単年度収支(A+B)	C	56	202	281	254	177

このように、行財政の構造改革を実施しても、なお単年度で収支の不足が見込まれます。この財源不足額は、財政調整基金、役場庁舎等建設基金などの基金を活用することによって財源不足を補い、平成20年度には単年度収支の黒字を実現します。

なお、基金の繰入は、平成21年度以降の財政運営を踏まえたうえで繰り入れることとします。そのため、一時的に赤字決算を余儀なくされることを見込まれます。



基金を活用することによって

(単位：百万円)

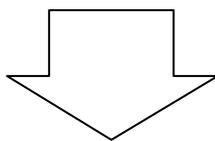
区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
構造改革後の単年度収支(A+B) C	56	202	281	254	177
基金繰入額 D		200	200	180	180
基金繰入後の単年度収支(C+D) E		2	81	74	3
累 積 収 支	56	54	27	101	98

## (2) 収支均衡型の財政構造の実現

### 累積赤字の解消

平成20年度末において見込まれる累積収支の赤字額98百万円は、平成21年度以降も引き続き構造改革を推し進めることによって、平成25年度にはこの累積赤字の解消を目指します。

平成20年度末 累積収支 98百万円



(単位：百万円)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
歳入総額 A	5,515	5,505	5,272	5,018	4,977
歳出総額 B	5,770	5,574	5,263	4,975	4,784
単年度収支 C(A-B)	255	69	9	43	193
基金繰入額 D	260	80			
単年度収支 (C+D)	5	11	9	43	193
累 積 収 支	93	82	73	30	163

#### プログラムの見直しと進行管理

プログラムの収支見通しは、一定の経済成長率や現行の税制、地方交付税制度を前提として作成したものであり、今後、景気動向や三位一体の改革などによる地方財政の状況の変化が想定されます。

したがって、収支見通しは国、県の動向を見極めながら、毎年所要の調整を図ります。

## 5. 町民と協働のまちづくり

今回の行財政改革プログラムは、「官から民へ」、「国から地方へ」という大きな流れを踏まえながら、右肩上がりの経済成長の中で、身の丈を超えて肥大化してきた行財政構造を抜本的に改め、今後4年間で見込まれる2,092百万円の財源不足を解消し、行財政基盤の健全化を図るためのものです。

収支均衡型の行財政運営を図る過程においては、新規事業の凍結、事務事業の縮小、受益者負担の適正化等少なからず痛みが伴うことも想定されます。また、多様化する行政需要に対して限られた財源の中で対応していくには、町にとって真に必要なものは何か、「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」を町民と行政が共に考え、実践することが必要です。

このため、情報公開を含め行政の持つ情報や考え方を積極的に町民に説明し、町民と行政の交流、理解を深め、町民との協働の中からお互いの役割分担を明らかにし、「最小の経費で最大の効果をあげる」効率的行財政運営を目指します。